

令和7年5月26日時点で工事が行われている 盛土等については届出が必要になります

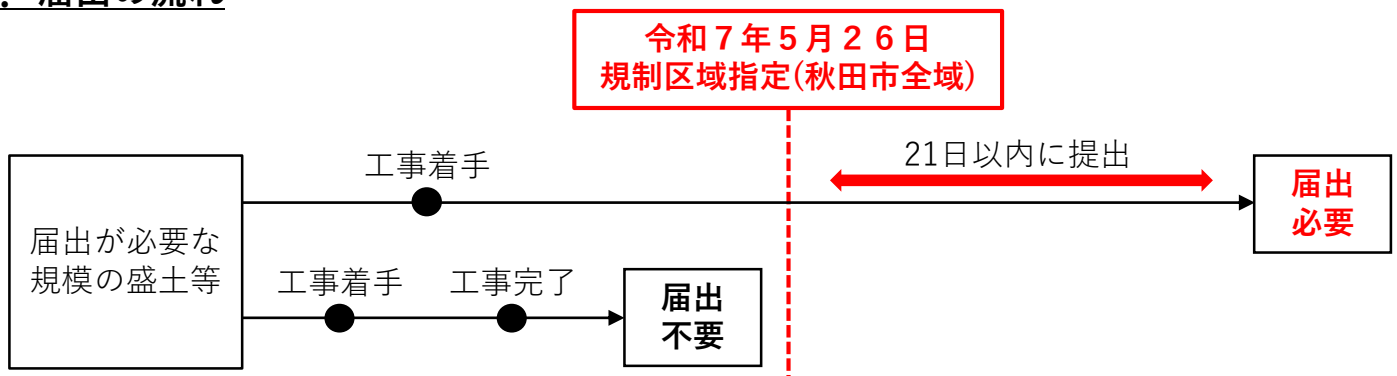
規制区域の指定日前に、一定規模以上の盛土・切土や一時的な土石の堆積（盛土等）の工事を行っている場合は、盛土規制法の許可は不要ですが、指定日から21日以内に工事内容等の届出が必要です。

秋田市では令和7年5月26日に規制区域を指定します。

届出提出期間

令和7年5月26日（月）～令和7年6月16日（月）

1. 届出の流れ



※工事着手とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更や土石の堆積を行うことを指します。

※秋田市には旧宅地造成等規制法による規制区域はありません。

2. 届出が必要となる盛土等の規模

○土地の形質の変更（盛土・切土） 規模1 規模2

例：宅地を造成するための盛土・切土、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設のための盛土・切土等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

○一時的な土石の堆積 規模1 規模2

例：土石のストックヤードにおける仮置き等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事等は、届出不要となります。

3. 届出書類の作成について

規模1

に該当する場合は届出書の提出のみ、

規模2

に該当する場合は全ての書類の提出となります。

※宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域で共通

○宅地造成、特定盛土等

種類	明示すべき事項	縮尺	備考
届出書 (様式第十五)		－	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
現地写真		－	・工事を行っている土地およびその付近の状況の写真
位置図	・縮尺、方位、道路および目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・縮尺、方位および土地の境界線 ・工事を行っている土地の区域界（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	・等高線は、2 mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	・縮尺、方位および土地の境界線ならびに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設および地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
その他市長が必要と認める書類			

○土石の堆積

種類	明示すべき事項	縮尺	備考
届出書 (様式第十六)		－	・土石の堆積に関する工事の届出書
現地写真		－	・工事を行っている土地およびその付近の状況の写真
位置図	・縮尺、方位、道路および目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・縮尺、方位および土地の境界線 ・工事を行っている土地の区域界（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	・等高線は、2 mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	・縮尺、方位および土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容	1/2,500 以上	
その他市長が必要と認める書類			

4. 届出の提出

届出については、所定の様式に必要書類を添付して秋田市都市計画課に1部提出してください。
様式は都市計画課ホームページからダウンロードできます。

5. 届出内容の公表

届出のあった内容については、盛土規制法第21条第2項、第40条第2項の規定により、秋田市のホームページで公表されます。

6. お問い合わせ先

秋田市都市整備部 都市計画課盛土対策担当
〒010-8560 秋田県秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階
電話：018-888-5764 mail：ro-urim@city.akita.lg.jp